



# 鳥取県公報

平成17年12月2日(金)  
第7743号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (886) (中部総合事務所福祉保健局) ... 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (887) (＃) ..... 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (888) (＃) ..... 2
	土地改良区連合の役員の退任 (889) (中部総合事務所農林局) ..... 2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (890) (西部総合事務所福祉保健局) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (891) (＃) ..... 3
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (892) (耕地課) ..... 3
	保安林の指定の解除 (893) (森林保全課) ..... 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (894~896) (＃) ..... 4
	県道の区域の決定 (897) (道路企画課) ..... 5
	県道の供用の開始 (898) (＃) ..... 6
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (899) (＃) ..... 6
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ... 6

## 告 示

### 鳥取県告示第886号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援事業 を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業 を行う事業所の所在地	児童居宅支援 の種類	廃止年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和 町158	ホームヘルプひまわり	倉吉市関金町関金宿 1891 - 1	居宅介護	平成17年11 月11日

### 鳥取県告示第887号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支

援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	ホームヘルプひまわり	倉吉市関金町関金宿1891 - 1	居宅介護	平成17年11月11日

#### 鳥取県告示第888号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	ホームヘルプひまわり	倉吉市関金町関金宿1891 - 1	居宅介護	平成17年11月11日

#### 鳥取県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成17年12月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 吉 田 幸 史 東伯郡北栄町由良宿1773 - 1

平成17年11月14日退任

#### 鳥取県告示第890号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援事業 を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業 を行う事業所の所在地	児童居宅支援 の種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア	米子市久米町 200	ハピネヘルパーステー ション	米子市米原七丁目2 - 21	居宅介護	平成17年11 月17日
有限会社N・M ・S	西伯郡大山町 所子533 - 2	有限会社N・M・S	西伯郡大山町所子533 - 2	〃	平成17年11 月24日

**鳥取県告示第891号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	身体障害者居宅生活支 援事業を行う事業所の 名称	身体障害者居宅生活支 援事業を行う事業所の 所在地	身体障害者居 宅支援の種類	指定年月日
医療法人社団F O L	米子市富益町 3533 - 2	とみます外科プライマ リーケアクリニック	米子市富益町3533 - 2	デイサービス	平成17年11 月24日
有限会社N・M ・S	西伯郡大山町 所子533 - 2	有限会社N・M・S	西伯郡大山町所子533 - 2	居宅介護	〃

**鳥取県告示第892号**

八頭町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業福本地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成17年12月2日から同月22日まで

## 3 縦覧に供する場所

八頭町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第893号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市福部町海士字高浜889の923、福部町湯山字高浜2164の860
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

#### 鳥取県告示第894号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷785の18、785の19、785の25から785の42まで、785の44、788の1、788の3から788の5まで、789、790、790の1、791、791の1、793、794の1から794の8まで、795、795の1から795の5まで、796、796の1、797、字小和壽谷809の2から809の4まで、810、810の1から810の23まで、811、811の1から811の19まで、811の21、812、812の1から812の3まで、813、814、814の1、815、815の1、816、818
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第895号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字瀧谷奥890、895の1から895の5まで、896、896の1、大字中原字西谷687の1、687の2、字大途700、字イカリ876の2、876の3、字本谷上ミ平879の1、大字福原字小白坪マナ板谷719の1、719の2、720の1、720の2

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第896号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字イカリ谷656、字葛籠原395、395の1、680、681、字大井谷682の1から682の20まで、683の1

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第897号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年12月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯根雨線	西伯郡南部町東上字牛子山1364 - 9 地先から同郡伯耆町福居字橋ノ向231 - 3 地先まで	6.0 ~ 120.0	3,050.0

**鳥取県告示第898号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年12月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
西伯根雨線	西伯郡南部町東上字牛子山1364 - 9 地先から同郡伯耆町福居字橋ノ向231 - 3 地先まで	平成17年12月2日

**鳥取県告示第899号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	区 間
県 道	禰谿神社線	鳥取市大工町頭33地先から同市上魚町40地先まで

---

**公 告**

---

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年11月11日付鳥取県告示第843号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

盛田 政信	八頭郡若桜町大字三倉字西浦1115の2
盛田 一男	八頭郡若桜町大字三倉字西浦1124の4
谷本 賢一	八頭郡若桜町大字三倉字西浦1124の7
大杉 条藏	八頭郡若桜町大字三倉字西浦1126の1

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 若桜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

